

平成 23 年度分抛出委託料の請求及び 市町村への資金抛出制度について

1. 平成 23 年度分抛出委託料の請求について

平成 23 年度分の抛出委託料は、平成 24 年 6 月末に送付する「再商品化予定委託料金請求書」（以下、「請求書」という。）にて、平成 23 年度の再商品化申込みをいただいている全ての特定事業者に対して請求させていただきます。新たな申込手続きをしていただく必要はございません。

個々の特定事業者の平成 23 年度抛出委託料金額は、素材ごとに、平成 23 年度の「再商品化委託申込量」に、平成 23 年度「抛出委託単価」を乗じることで算出することが出来ます。ご確認ください。（平成 23 年度「抛出委託単価」については、同封の「平成 24 年度「再商品化実施委託単価」及び平成 23 年度「抛出委託単価」をご参照ください）

なお、平成 24 年 6 月に請求する金額は、表 1 に記載した項目の合算金額となります。請求書においては、各項目に係る内訳の明細書を添付させていただく予定です。

表 1. 平成 24 年 6 月末に送付する「請求書」の内訳明細項目

請求書の内訳明細項目	
平成 24 年度再商品化委託申込関連	1) 平成 24 年度実施委託料金
平成 23 年度再商品化委託申込関連	2) 平成 23 年度抛出委託料金
	3) 平成 23 年度実施委託料精算金
平成 22 年度再商品化委託申込関連	4) 平成 22 年度抛出委託料精算金
特定事業者への請求金額 = 1) + 2) - 3) - 4)	

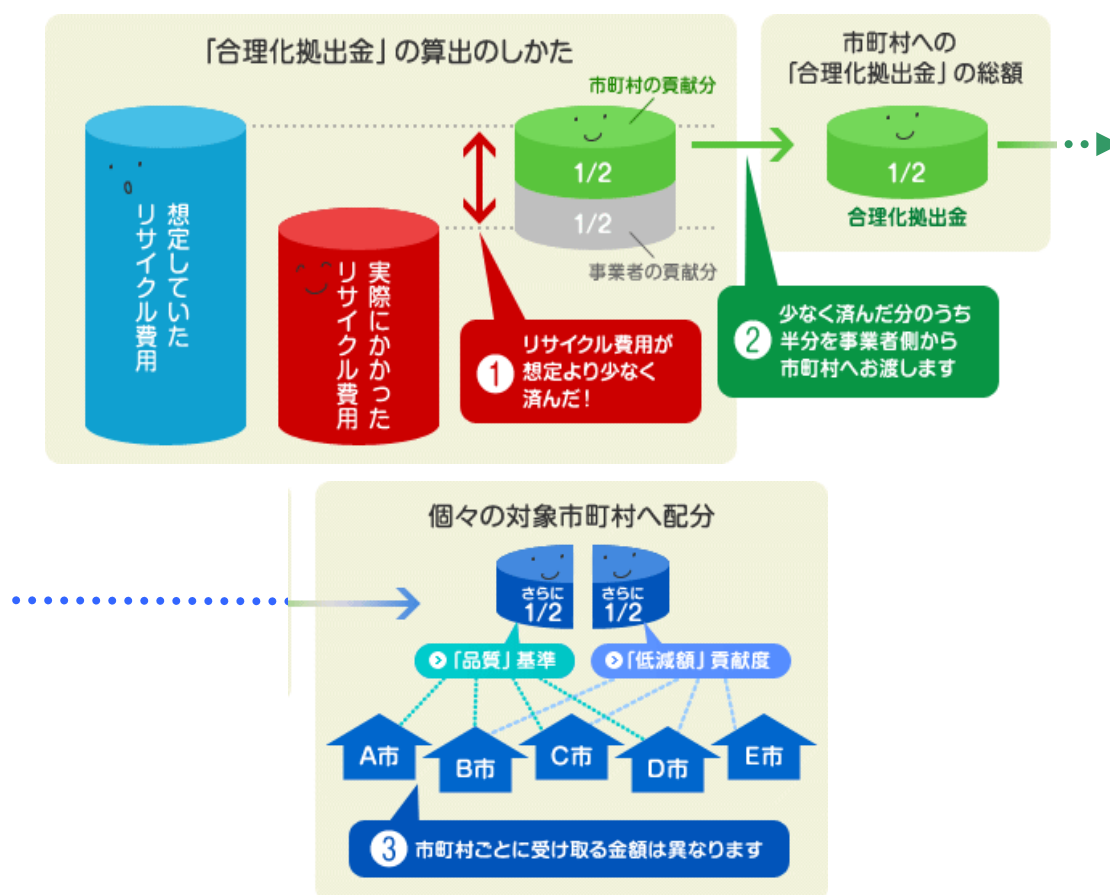
2. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方にに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という容り法第10条の2に規定されている連携のしくみです。

具体的には、想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）よりも実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）が少なく済んだ場合（図1. ①）に、その差額の1/2に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度です。残りの1/2は事業者の貢献による成果とみなされます。（図1. ②）

各市町村への資金の配分は、質の高い分別収集・選別保管を促進するため、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行われます。（図1. ③）

図1. 市町村への資金拠出制度のしくみ



詳しくは当協会のホームページをご確認ください。

当協会HOME → [特定事業者関連情報](#) つくる・使う → [市町村への資金拠出制度について](#)

URL : <http://www.jcpra.or.jp/00oshirase/kyosyutsukin.html>

以上